

## 総合メディカルグループ 腐敗防止方針

総合メディカルグループは、「よい医療を支え、よりよい社会づくりへの貢献」を社是として掲げ「総合メディカルグループ 倫理行動指針」で示してある通り、良識と倫理観を持った企業活動を進めています。企業における腐敗行為は健全な経済成長を阻害し、持続可能な社会に悪影響を及ぼすとの認識のもと、以下の方針を定め、公正で透明性の高い企業活動を遂行します。

### 1. 基本方針

総合メディカルグループは、いかなる時においても直接・間接を問わず、腐敗行為（※）に関与することを許容しません。

（※）本方針における「腐敗行為」とは、権限を濫用して不正な利益を得るあらゆる行為を指し、贈収賄、利益相反、過剰な接待・贈答品の授受、リベートやキックバックの不正收受等の横領行為、談合や癒着等の不正競争、強要、詐欺、資金洗浄（マネー・ロンダリング）、不正会計等を含みます。

### 2. 関係法令等の遵守

事業において適用されるすべての腐敗行為防止に関する法令等を理解し、遵守します。

### 3. 適用範囲

総合メディカルグループのすべての役員・社員等に適用し、総合メディカルグループに関係するステークホルダーに対しても、本方針の遵守を求めます。

### 4. 体制の整備および教育・対応

#### （1）相談・通報体制の整備（内部通報制度）

腐敗行為を含むコンプライアンス全般に関する相談・通報窓口として適切に運用します。なお、相談・通報を行った社員に対し、その行為を行ったことに対していかなる不利益な扱いも行いません。

#### （2）モニタリングの実施

定期的な自己点検や内部監査等のモニタリングを通じて、腐敗防止体制が機能しているかを確認します。またその結果を踏まえ、必要に応じて本方針と手続きについて改正・改善を行います。

#### （3）すべての取引について正確に会計帳簿に記録し、関連資料を適切に保管します。

(4) 教育

関連する法規制等および本方針への意識を啓発し向上することを目的として、役員・社員に対して適宜教育・研修を行います。

(5) 罰則

本方針・規程の定められた違反が明らかになった場合は、就業規則に基づき、厳正に処分を行います。

本方針の実行については、ESG 管掌役員が責任を負うものとします。また、本方針は、社会の変化・関連法令の改正・事業活動の変動等に合わせ、毎年見直しを行い、必要に応じて更新するものとします。

本方針は、総合メディカルグループ株式会社の取締役会において承認されました。

2025年11月25日制定  
総合メディカルグループ株式会社  
代表取締役社長 多田 荘一郎

**改訂履歴**

制定・改訂日	適用開始日	改訂内容
2025年11月25日	同左	制定
2026年3月31日	同左	責任の所在の明確化、審査メカニズム（本方針見直しの具体的な更新費度）の追加